

ソフトウェア開発のために貸与していたパソコンに残されていたソフトウェアを探し出し、同ソフトウェアを無断で取得し、改修を加える形で開発・使用する行為は、不正競争防止法2条1項4号の「不正の手段により営業秘密を取得する行為」「使用する行為」に当たるとした事例

—「交通規制情報管理システム」ソフトウェア事件—

大阪地判平成28年11月22日 判例集未登載（裁判所ウェブサイト）

平成25年(ワ)第11642号 貸金請求事件

久留米大学法学部 教授 帖佐 隆

◆事案の概要

本件は、① X1 (X2の代表取締役) が、Y1 (Y2の代表取締役) に対し、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権として、元金合計1750万円および遅延損害金の支払いを求め、② X2 (C&Fシステック株式会社) が、Y2 (東風情報技研株式会社) に対し、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権として、元金840万円および遅延損害金の支払いを求めた事案である。

これに対しY2は、X2がY2の営業秘密を取得し使用するなどの不正競争防止法（以下、不競法）2条1項4号の不正競争をしたと主張し、その行為を理由とする同法4条に基づく損害賠償請求権を自働債権、上記②の債権を受働債権として対当額で相殺するとして争った。

その不正競争事件部分における事実は、以下のとおりである。

M県（宮城県）は、平成24年8月20日、B社との間で、B社を貸主、M県を借主として、同県警に設置する「交通規制情報管理システム」に関し、「交通規制情報管理システム貸借」契約を締結した。

B社は、M県警に納入する同システムの開発をD社に請け負わせ、さらにD社は、平成24年10月ごろ、X2に対して同システム開発を下請けさせることとして、X2との間で同システムの開発のためのソフトウェア開発の委託契約を締結した。

X1は、平成24年8月9日、同システムの開発をX2が下請けとして受注することを前提に、Y2に対し、ソフトウェアの開発を依頼する予定であることを伝え、Y2もX2か

らこの発注を受ける前提でその開発を行っていた。

しかし、D社の下請けとしてのX2がY2との間で契約締結のための交渉を進めるにあたり、X2は、D社との間の契約において、納入するソフトウェアのソースコードの開示を含み、著作権の譲渡を求められていたので、Y2にも同様の条件で下請けするように求めたが、Y2は、その条件を了解せず、結局、同年10月19日ごろ、Y2はX2からのソフトウェア開発を受注しないと決定を行った。

X2は、Yらに無断で入手した（ソフトウェア開発のためにY2に貸与していたX2のパソコンに残されていたものを探し出した）Y作成ソフトを基に、これをD社と共に改修してソフトウェアを作成し、B社はこれを平成25年1月31日にM県警へ納入した。

Y2は、このX2の行為を不競法2条1項4号の不正競争であると主張した（したがって、不競法の営業秘密事件としてはY2が保有者、X2が被疑侵害者ということになる）。

◆判旨—営業秘密事件について一部認容—

〔判決の結論〕

1. X1のY1に対する貸金返還請求権に係る1750万円及び遅延損害金の支払いを全部認容。
2. X2はY2に対し、請求の一部である340万円及び遅延損害金の支払いを認容。

(X2のY2に対する消費貸借契約に基づく貸金返還請求権として840万円を全額認容。Y2のX2に対する不正競争による損害賠償として500万円の認容。これらを相殺)

〔判示事項〕

1. (争点1) 貸付①ないし貸付⑤の借受人はY1か

「貸付①は、X1のY1に対する貸付けと認定するのが相当である」(貸付②～⑤も同様の説示)

2. (争点2) 不正競争防止法2条1項4号該当の不正競争を理由とする同法4条に基づく損害賠償請求の成否及びその額

(事実認定部分)

「Y2は、平成21年4月頃から、上記のとおり、基本システムのWeb化を始め、平成22年4月頃までの間、相当の費用をかけて作業を行っていた。そして、X2が設立された後の平成23年9月頃から再び開発を始め、X2からソフトウェア開発業務を請け負うことを拒絶した平成24年10月頃まで開発を継続していた。Y2は、Y作成ソフトをネット対応で作成しており、Xの依頼を拒絶するまでに、Y作成ソフトは、現実の発注者の仕様に合わせるために改修する前の段階にあった」

「X2は、平成24年10月19日、Y2がソフトウェア開発から外れることが確定したものの、D社への納入時期に間に合わせるため、同月末には、ソフトウェア開発のためにY2に貸与していたX2のパソコンに残されていたY作成ソフトを探し出し、同ソフトを使用して改修を加える形で開発を始めた」

(1) (争点2-1) Y作成ソフトは営業秘密かについて

「X2とY2との間でのソフトウェア開発の業務委託契約が締結に至らなかったのは、Y1が、X2に対し、Y2の著作権の譲渡及びそれに伴うソースコードの開示につき難色を示して折り合いが付かなかったというのであり、そもそもソフトウェアのソースコードは、一般に非公開とされているものであり、また上記経緯に照らし、Y作成ソフトのソースコードをXらのみならず第三者が知る手段を持っていなかったことも明らかであるから、Y作成ソフトは非公知であり、秘密として管理されていたものといえる。

X2は、Y作成ソフトがX2のパソコンに残っており、結果としてX2に開示された旨主張して秘密管理性を否定するが、X2のパソコンにY作成ソフトが残されていたのは、Y2の何らかの過失によるとしか考えようがないから、Y2が積極的に開示しようとしたものではない以上、上記のような一回限りの出来事をもって、Y作成ソフトの秘密管理

性に影響を及ぼすものとはいえない」

「Y作成ソフトは、ネット対応で作成され、現実の発注者の仕様に合わせるために改修する前の段階にあったが、X2が平成25年1月31日にD社に第三次成果物として納入したソフトウェアは、Y作成ソフトを一部改修したものにすぎないというのであるから、Y作成ソフトが有用なものであったことは明らかといえる」

「Y作成ソフトの具体的な問題点については明らかでなく、また、納入後の不具合は、Y作成ソフトを改修した県警納入ソフトに関するものであるから、これらの指摘が直ちに基となったY作成ソフトの問題であると認めることはできないし、それだけでY作成ソフトの有用性を否定できるものでもない」

「Y作成ソフトは、営業秘密であるといえる」

(2) (争点2-2) 営業秘密の不正取得行為、不正取得した営業秘密の使用行為の有無について

「X2は、Y2に貸与したX2のパソコンにあったY作成ソフトを使用したものであるが、まずY作成ソフトが営業秘密に当たることは、上記……で検討したとおり、そのソフトウェア自体の性質上、X2に明らかなことであったと認められる。

そして、そうであれば、X2とY2との間で業務委託契約が締結に至らなかった以上、Y2から承諾を得た等の事情もない状況下で、X2のパソコンにあったY作成ソフトをX2が無断で取得し使用する権限があるはずもなく、したがって、X2がY2に無断で営業秘密であることを容易に認識できるY作成ソフトを取得して使用した行為は、不正競争防止法2条1項4号の『不正の手段により営業秘密を取得する行為』に当たるといえる(なお、X2は、Y作成ソフトを基にしてX2がD社に納入したソフトウェアを作成したことは認めているのであるから、不正取得した営業秘密を使用したことは明らかである。)」

(3) (争点2-3) Y2の損害額について

「Y2は、X2の不正競争により、500万円の損害を受けたものと認められる」

◆評釈

1. 本判決への賛否

本事件のうち不競法部分について判旨に反対である。

本事件の内容は、不競法2条1項4号から10号までの営

業秘密侵害規定にはいずれも当たらない。よって、X2の行為は不正競争に該当せず、Y2のX2に対する損害賠償請求権も存在しないと筆者は考える。

2. X2の行為の不正取得行為該当性について

本事案においては、X2が、「ソフトウェア開発のためにY2に貸与していたX2のパソコンに残されていたY作成ソフトを探し出し」て、「同ソフトを使用して改修を加える形で開発を始め」、ソフトウェアを作成した行為等について、「X2がY2に無断で営業秘密であることを容易に認識できるY作成ソフトを取得して使用した行為は、不正競争防止法2条1項4号の『不正の手段により営業秘密を取得する行為』に当たる」としている。

しかし、この説示には疑問がある。以下、見ていこう。

(1) 不競法における営業秘密保護法制の考え方から

この点、不競法の営業秘密保護法制における基本的な考え方と関係すると思われ、この点から見ていくこととする。

同法は、秘密管理体制を敷く営業秘密の保有者に対し、秘密管理体制を突破する行為から保護するため、そのような行為者に対して行為規制をするものである。

その一方で、同法は、営業秘密である情報そのものに独占排他権（支配権）を認めているのではないと解される。

そのように考えるならば、本事件におけるX2の行為は、この事実認定によれば、まったく問題のない行為（合法的な行為）であるといえるのではないか。

Y2は、Y作成ソフトについて一応の秘密管理をしており、また、秘密管理をしていることを確かにX2は推認し得たといえよう。だが、そのような状況であっても、Y2はY作成ソフトを（意に反するかもしれないが）自ら秘密管理体制の外に置いたのである。そうであるならば、情報そのものに独占排他権がない以上、その秘密管理体制の外にある情報（Y作成ソフト）はたとえ許諾のない他人であっても自由利用できることになるのではないだろうか。

したがって、本事件においては、X2にパソコンを返却する際にY作成ソフトを完全に消去しなかったY2に問題があるのであって、Y2は、不競法の営業秘密保護法制を理由としてはX2の責任を問うことができないという結論になると解される。

もっとも、Y2とX2の間に秘密保持契約等があり、対象情報の消去義務や秘密保持義務等がある場合は別論であ

る。ただ、本判決（における公開部分）を見るかぎり、一切、秘密保持契約等の存在が示されていないところをみると、そのような契約は存在しないと考えられる（共同開発に至る前であったからであろう）。そうであるならば、X2がY作成ソフトを使用・開示することは自由であり、不正競争と認定されるいわれはまったくないのではなかろうか。そして、仮に、両者の間に秘密保持契約等があるのであれば、裁判所はそのことを説示し、理由としなければ、X2を不正競争には問えないのではないだろうか。

本判決は、行為規制である不競法の営業秘密保護法制を、情報そのものに独占排他権を認める法制であるかのようにいう説示となっている^{*1}。すなわち判決は、「X2とY2との間で業務委託契約が締結に至らなかった以上、Y2から承諾を得た等の事情もない状況下で、X2のパソコンにあったY作成ソフトをX2が無断で取得し使用する権限があるはずもなく」という。これからすれば、判決は利用許諾や通常実施権のような権原（使用許諾）がX2に必要なかのような説示となっている。

だが、X2の使用等に特別な権限などは、まったくもって不要であり、秘密保持契約（秘密保持義務）がない状態で（意に反するかもしれないとはいえ）営業秘密である情報を開示されたのだから、情報そのものに独占排他権がない以上、その使用は完全に自由であるのが正しいのではないだろうか。よって、この点で判旨に疑問である。

ちなみに、本事件においても、Y2が、Y作成ソフトのソースコード等に著作権を主張し、X2の行為が、その複製権侵害や翻案権侵害であるとの構成により損害賠償請求権を認めるのであれば、それは妥当であると思われる。この場合には、X2はY2から特別な権限（権原）を付与されなければ利用できないといえよう（プログラム特許権でも同様）。また仮に対象が有体物であれば、占有離脱物横領罪（遺失物等横領罪・刑法254条）を構成することになる。これらの場合は対象に対する支配権があるからである。

しかし、本事件は無体物である情報について不競法の営業秘密事件として構成されているので、これらの場合と同様には考えられないのではないか。したがって、Y2から（逆に）秘密保持義務を課せられていなければ、X2はその使用は自由ということになるのではないだろうか^{*2}。そしてX2も筆者と同様の認識があるからこそ、パソコンに残ったものを使用したと主張したのではないか。本判決では独

占排他権や物権の場合と同一に扱っているように思われるが、行為規制である不競法で考えるならば、あくまで、禁止する根拠がなければ自由な使用が可能であると考えるのが正しいのではないだろうか。

(2) 不競法2条1項4号の適用について

前記(1)のとおり、本事件でのX2の行為は合法であると考えられるが、この点、法文からも考えるならば、不競法2条1項4号の適用には、「不正の手段」が必要である。

しかしながら、X2所有のパソコンに記録されていた情報をそのまま支配下におくことは「不正の手段」による取得ではなかろう。確かに「不正の手段」は必ずしも刑罰法規に触れるものに限られないが、何らかの公序良俗に反する手段であることが要求される^{*3}。だが、本事案ではそのような公序良俗に反する手段に該当する行為は認定されていない。加えて、「手段」が不正であることが要求されるのであり、実際に何らかの公序良俗に反する手段を講じることが必要であると思われる。なぜならば4号は秘密管理体制の外にある者が秘密管理体制の内にある情報を取得することを想定しており、これは通常容易なことではないがゆえに秘密管理体制を突破する行為(手段)が必要になるからである。よって、同号では、何らかの手段を講じることにより秘密管理の障壁を不正に乗り越える行為を要件として規定しているものと解される。したがって、仮に裁判所が、本事件について、結果として不正と評価される状況にあると捉えたからといって4号の適用はできないと思われるのである。

この点、本事件では、X2にそのような行為はなく、自らのパソコンにあるものをそのまま維持(その後使用)しているだけである。およそ不正の手段はない。したがって、法文からみても4号には該当しないように思われる。

確かに、Y2からみれば、X2に当該情報を取得されることは意図していないであろう。だが、意図していないとはいえ、秘密管理体制の外、すなわち不正の手段なくしてアクセスできる場所に対象情報を置いたのであるから、あえていうならば、4号の問題ではなく、むしろ不競法2条1項7号の「示された」の問題になるのではないだろうか。

一方で、判決のように、不正な「取得」を問題とする4号の適用で考えるならば、本事件では、X2にY作成ソフトの消去義務があるということになる。しかし、その消去義務の根拠についても不明であるように思う。

そして、意図しなかったとはいえ、相手方が自ら秘密管理体制の外に置いた情報、しかもX2の領域内に置いた情報を自らがそのまま維持するのに、「不正」である根拠はなく、結果、判決がいう不正取得の根拠が実に曖昧であるように思われるところである。

ゆえに、このように法文に則して考えても、4号の適用は妥当でないように思われる。

(3) 不競法2条1項7号の適用について

本事件で、適用可能性があるのは、むしろ不競法2条1項7号であろう。同号は保有者から示された営業秘密を、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」「使用し、又は開示する行為」を不正競争とする。

とはいえ、前述のとおり、本事件においては契約による秘密保持義務がないと考えられるので、やはり、不正の利益を得る目的があるとはいえないのではないかと(同様に加害目的ともいえない)。よって、同号でもX2の行為を規制できないと思われるのである。

ただし、対象者がY2の従業者である場合は、別論となる場合もあろう。従業者は使用者に対して忠実義務・誠実義務があり、これに基づく秘密保持義務を認め得るからである。したがって契約がなくてもこの場合は7号に問える場合がある(とはいえ、この場合においても、職務に関する一般的な守秘義務を規定した勤務規則の存在程度は必要であろう)。だが、本事件はそれとは事案を異にするため、やはり使用・開示は自由であるということになる。

もう一つ、可能性があり得るとするならば、X2に黙示の秘密保持義務が認められるとの論理構成であろう。それがあれば判旨は理解できなくもない。

ただ、本事件においては、筆者は、これも否定に解したい。本事案では共同開発まで至っておらずビジネスパートナーとまではいえない状態ともいえる。したがって信義則を認めるのも苦しかろう。そして、この状況でも秘密保持契約があれば防げる事案である。にもかかわらず、そのような状況でパソコンの貸借まで行って開発準備をしているわけであろう。結局それは開発準備段階前に秘密保持契約を締結すればよかったわけであり、特殊な論理構成を使ってまでY2(の不作為)を救済する必要はないと筆者は考えるのである。

結局、X2はその情報を自由利用できるとするほうが原則であり、X2の行為をY2が差し止めるためには、X2の営

業秘密であるとの認識だけでは足りず、やはり契約等に基づく何らかの秘密保持義務が必要となるのではなからうか。

3. Y作成ソフトは営業秘密であるかどうかについて

次に、Y作成ソフトという情報について、営業秘密性の要件の充足性について考えたい。

(1) 非公知性と有用性

営業秘密の要件として、Y2が独自に開発したソフトウェアであり、また、ソフトウェアはある目的でコンピュータを動作させるという点で技術的な価値があるわけだから、非公知性と有用性は問題なく充足すると解される。仮に、Y作成ソフトに問題があったとしても何らかの形で動作し何らかの効果を上げることができれば有用性はあると考えられるため、本事件でもY作成ソフトに有用性を肯定するのに何ら問題はない。判旨は妥当である。

(2) 秘密管理性の考え方

その一方で、秘密管理性の判断は妥当であろうか。

秘密管理性の内容としては、①当該情報にアクセスできる者が制限されていること(アクセス制限の存在)、および、②当該情報にアクセスした者に当該情報が秘密であることが認識できるようにされていること(客観的認識可能性の存在)の二つが挙げられてきた⁴。

ただし、この①②は、二要件(つまり“AND”)であるという考え方が多く採られてきたと思われるが、①②の関係は明確でないという見解もある⁵。また、両者は“OR”で足りるとの考えもあるのかもしれない。

しかし近年は、上記②のみを要件とすれば足りるという考え方も出現した。新・経済産業省説⁶である。つまり、①は②に至るための行為にすぎない、との考え方である⁷。

同説では、「秘密管理性要件の趣旨は、企業が秘密として管理しようとする対象(情報の範囲)が従業員等に対して明確化されることによって、従業員等の予見可能性、ひいては、経済活動の安定性を確保することにある」とされている。これは、上記定義のうち②の説示に対応する趣旨といえる。

他方、田村善之教授⁸は、秘密管理性の趣旨を「保護されるべき情報を明示させる機能」として、上記②の説示に対応する趣旨を認めつつも、秘密管理性には、別途「保護が必要な場合を見極める機能」という趣旨もあると説く。これは結局、秘密管理する努力を要求していることになり、

こちらの趣旨は、上記①の説示に対応するものであるといえるだろう。

(3) 秘密管理性～どちらの説を採るべきなのか

では秘密管理性は、どちらの説を採るべきであろうか。

筆者は、①と②のAND説を採るべきだと思う。田村説がいうように、秘密にする努力をしていなければ早晩公知になるのであるから保護価値がなく、何らかのアクセス制限が必須であると考えられるためである。そしてそのような努力をしない場合に、その情報は保有者にとって果たして財産といえるのか疑わしくもあるからである。およそ情報というものはアクセス制限(秘密管理措置)を講じなければ公知となってしまう。したがって、そのように情報を公知となっても仕方がないともいえる状況に置いているなら、他人の使用等を財産犯として処罰するのは妥当でないといわざるを得ない。

よって、秘密管理性の充足には、①のアクセス制限と、②の客観的認識可能性の存在、の両方が必要であり、これらは二要件であると筆者は考えるのである。

(4) 本事件における秘密管理性

本事件では秘密管理性(および非公知性)肯定の理由として、i)「著作権の譲渡及びそれに伴うソースコードの開示につき難色を示して折り合いが付かなかった」こと、ii)「そもそもソフトウェアのソースコードは、一般に非公開とされているものである」こと、iii)「Y作成ソフトのソースコードをXらのみならず第三者が知る手段を持っていなかったこと」、を挙げる。

しかしながら筆者が思うに、この3つは何ら①アクセス制限の存在する理由になっていないのである。つまり、アクセス制限とは、秘密管理する努力であると考えられる。それは秘密管理措置ともいうことができるかもしれないが、上記i) ii) iii)はいずれも何らの措置ではなく、秘密管理する努力でもない。したがって、①の要件を充足していない。

次に、②客観的認識可能性の存在であるが、確かに、開発の経緯からすれば、上記i)の事実や、事実認定における「ソースコード開示について契約だけでは無理でX1の担保を求めたりするなどの意向を伝え」たなどの事実がある。これによりXらから見た場合、Yが秘密として管理していることは認識し得るが、そうだとした場合、一番重要かつ必要な措置は、やはり直接の秘密保持契約ではないだろう

うか^{*9}。これがなければ、外部者であるX2は、Y2が秘密として管理が行われているとする認識を確定できない。よって、これがない以上、秘密管理性を肯定することはできないのではないか。その一方で、Y2がX2にそれまで秘密保持契約を締結する場面がない（まったく開示が行われない）のであれば、やはり、それは、X2のパソコンに対象情報を残してしまった側に問題があり、それは救済できないのではないか。

さらにいえば、ii)は秘密管理性の肯定材料として扱うことができるのであろうか。これが可能であるならば、何らの管理を行わなくても秘密管理性があり得ることになる。これは秘密管理措置とは関係ないのであるから、秘密管理性の肯定材料とするのはおかしいのではないか（ただし同様の裁判例がある^{*10}）。

さらに、iii)は非公知性のみに対する理由であり、以上のことから、①と②のAND説または②のみの説、いずれを用いても秘密管理性は存在しないと考えられる。

そして、このAND説を採用した場合、本事件において、秘密管理性が肯定されるためには、判決説示の内容や前記秘密保持契約の存在の他に、日常における対象情報の管理

状況（管理措置）を主張・立証しなければならないのではないだろうか。例えば、ID・パスワードの存在や紙情報の管理の仕方などである。これらは、前記②の要件に関するX2の認識とは直接関係ないが、前記①の要件に関する、秘密にする努力（アクセス制限）という要件を肯定するためには必要ではないかと考えられる。

そのように考えれば、この点の主張・立証がないという点においても、本事件において秘密管理性は肯定できないと筆者は考えるところである。

4. おわりに

以上の観点からすれば、対象情報に秘密管理性はなく、かつ、不正取得行為（不正使用行為・不正開示行為）も存在しないため、営業秘密侵害による不正競争行為や損害賠償請求権はないものと筆者は考えるところである。

〈※なお、本稿の完成にあたっては、第353回知的財産権法判例研究会（発明推進協会）における出席者各位からのご意見・ご示唆を受けた〉

（ちょうさ たかし）

※1) (平成2年法改正前に開催された)産業構造審議会財産的情報部会報告書「財産的情報に関する不正競争行為についての救済制度のあり方について」(平成2年3月16日)通商産業省知的財産政策室監修『営業秘密一逐条解説 改正不正競争防止法』(1990年、有斐閣)〔資料1〕157頁〔172頁〕によれば、「財産的な価値がある情報といえども……自らが秘密として管理を行うことにより他者の利用を事実上排除しているにすぎないものであるため、絶対的・排他的な権利が認められるような性格を有するものではない」「財産的情報については、適正な管理が行われていたにもかかわらず不正な手段によりこれを取得し、使用又は開示するような行為によって、その本来有する価値が失われ、経済活動における利益が損われること等についての救済を認めることが適切である」とする。
参考 小野昌延編著『新・注解 不正競争防止法(上)』(第3版、2012年、青林書院)526～527頁〔苗村博子執筆部分〕。

※2) 産業構造審議会財産的情報部会報告書・前掲注1 177～178頁によれば、「『秘密として管理している』状況について」の説明として、「① 当該情報にアクセスできる者を制限していること」「③ 当該情報にアクセスした者に当該情報が財産的情報であることを認識できるようにしていること」の他に、「② 当該情報にアクセスした者に権限なしに使用・開示してはならない旨の義務が課されていること」との記載もある。一般に、秘密管理性の要素とされるアクセス制限と客観的認識可能性は、「使用・開示してはならない旨の義務が課されていること」を前提としたうえで二要素であるが、本事件ではここでいう②の義務がX2には存在しないのではないか。

※3) 通商産業省知的財産政策室監修『営業秘密一逐条解説 改正不正競争防止法』(1990年、有斐閣)78頁(広実郁郎執筆部分)。

※4) 経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説 不正競争防止法』(平成23・24年改正版、2012年、有斐閣)41頁、通商産業省知的財産政策室監修・前掲注3 55頁(中村稔執筆部分)。裁判

例でも、東京地判平12・9・28判時1764号104頁〔アコマ医科工業事件〕、名古屋地判平20・3・13判時2013号107頁〔ロボットバリ取りツール事件〕、知財高判平26・8・6裁判所ウェブサイト、東京地判平18・7・25裁判所ウェブサイト、東京地判平15・5・15裁判所ウェブサイトなど。その他裁判例の多くが同旨。また刑事事件でも名古屋地判平26・8・20TKC法律情報データベース〔ヤマザキマザック事件地裁〕、東京地判平28・3・29、判タ1433号231頁〔ベネッセ事件地裁〕同旨。

※5) 高部眞規子「営業秘密の保護」知的財産法政策学研究会Vol.47 2015年 59頁〔66頁〕では、これらの関係について「必ずしも明確ではない」としつつ、「重要なファクターと位置付けてきたもの」とする。

※6) 経済産業省『営業秘密管理指針』(全部改訂版、平成27年1月28日)3～5頁。

※7) 裁判例では直接この考え方に言及したものは少ないが、刑事のベネッセ事件高裁判決が明確にこの説を採用した。東京高判平29・3・21裁判所ウェブサイト(高等裁判所判例集)〔平成28(う)974〕。

※8) 田村善之「営業秘密の秘密管理性要件に関する裁判例の変遷とその当否(その2)(完)——主観的認識 vs.『客観的』管理——」知財管理 vol.64 No.6 2014 787頁(788～789頁)。

※9) 前掲注2を参照。

※10) 大阪地判平25・7・16判時2264号94頁(フロントエンド事件)は、「このようなソフトウェア開発に携わる者の一般的理解として、本件ソースコードを正当な理由なく第三者に開示してはならないことは当然に認識していたものと考えられるから、本件ソースコードについて、その秘密管理性を一応肯定することができる」と説示する。